

# 青森県報

第三千四百十四号

平成二十三年  
七月十九日  
(火曜日)

## 目次

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課) ……一

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……一

右 同……………( 同 ) ……二

建設業者の許可の取消し……………(中南地域(県民局)) ……三

右 同……………( 同 ) ……三

右 同……………(同上北地域(県民局)) ……三

右 同……………( 同 ) ……四

## 公 告

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリア・カウンセリングサポート咲夢

三 代表者の氏名

権元 正明

四 主たる事務所の所在地

青森市大字荒川字筒井一三五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、学生や若年者はもとより、広く地域で暮す人々および団体、法人に対して、キャリアカウンセリングを主とした心理的支援を行うことにより、より良く生きて行くための意思決定や行動ができるようにサポートしていくことで、充実したライフキャリアの形成に寄与する事を目的とする。

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大間店

下北郡大間町大字大間字上野四三三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一四〇 代表取締役 西崎康博	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一四〇 代表取締役 熊谷純	平成 二三年七月一〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 西崎康博	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	平成 三・五・一〇 年月日
-----	---	--	-----	---------------------

四 届出年月日

平成二十三年六月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び大間町役場

2 期間

平成二十三年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大畑店

むつ市大畑町中島八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 西崎康博	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	平成 三・五・一〇 年月日
-----	---	--	-----	---------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 西崎康博	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷純	変更後	平成 三・五・一〇 年月日
-----	---	--	-----	---------------------

四 届出年月日

平成二十三年六月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十三年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 弘前電気工事株式会社
  - 二 代表者の氏名 吹田 豊
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目三の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第七三八号
  - 五 取消年月日 平成二十三年六月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十三年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ダイヤカッター
  - 二 代表者の氏名 三戸 唯史
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田五丁目三の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二〇〇三二四号
  - 五 取消年月日 平成二十三年六月二十九日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十三年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社白浜組
  - 二 代表者の氏名 白浜 重義
  - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字湯口字一ノ安田二二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第四六〇一号
  - 五 取消年月日 平成二十三年七月四日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
- 土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、塗装、水道施設工事業に係る特定建

設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社やませ興業

二 代表者の氏名 島脇 勝見

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町高田七九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第五〇〇三八五号

五 取消年月日 平成二十三年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鈴木電業

二 氏名 鈴木 義次

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町一川目四丁目二七の五六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第五〇〇三九三号

五 取消年月日 平成二十三年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年五月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭